

平成24年度 まちづくり懇談会 「協働のまちづくり事業の推進について」

まちづくり懇談会は、平成21年度以降「市民との協働のまちづくりのために」という総論テーマを土台に、先進的な事例紹介や新たな市民主体の地域自治について、区長と話し合っています。今年度は、現在、各校区で進められている協働のまちづくり事業の取組みを踏まえて、活発な意見交換が行われましたので、その内容についてお知らせします。



1 地域自治の現状と課題

全国の自治体では、地域社会の大きな変化に伴い、住民が主体となった新たな地域コミュニティづくりが次第に活発化しており、さまざまな取り組みが行われています。

2009年(平成21年)小郡市行政区長への実態調査アンケート



- ①自治会の役員への負担増大と役員の担い手不足
- ②隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下
- ③昔ながらの地域コミュニティの崩壊
- ④核家族化や都市化による加入率の低下
- ⑤少子高齢化による新たな問題への対応の問題など

各行政区では、地域内の清掃活動や祭り、レクリエーションなどさまざまな活動に積極的に取り組まれています。しかし、隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下などにより、今まででは地域の助け合いで解決できていた問題が、今では市や区長への対応が求められるようになっています。

また、急速な少子高齢化により、高齢者世帯の増加、一人暮らし高齢者の見守り、防犯・防災の対策、子どもの居場所づくりなど、新たな地域課題も増大してきています。

のことから、市民主体のまちづくりの実現と、地域コミュニティの活性化を目指して、協働のまちづくりに取り組んでいかなければなりません。



みんなで解決したい！さまざまなもの

市民主体のまちづくりの実現

地域コミュニティの活性化

市民との協働によるまちづくり

2 市民との協働によるまちづくり

●第5次小都市総合振興計画(マスタープラン)

小都市では、平成23年度から今後10年間のまちづくり計画の
基本理念を「市民との協働によるまちづくり」と定めました。

●市民との協働によるまちづくり

「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、自助・
共助・公助の組み合わせによって、お互いに補完し合いながら、
地域課題の解決にあたることが「協働」の基本となる考え方です。



「協働」の定義

地域課題を解決するために
市民相互が、または、**市民と行政**が
お互いの個性や能力を生かしながら
連携・協力して活動し、
その成果を共有していく営み

ここでいう「市民」とは、市民個人ばかりではなく、
行政区など地域コミュニティ、NPO法人・ボランティア団体など各種団体や組織、企業・事業所なども含めた、
この地域に住み、活動するすべての主体を指します。



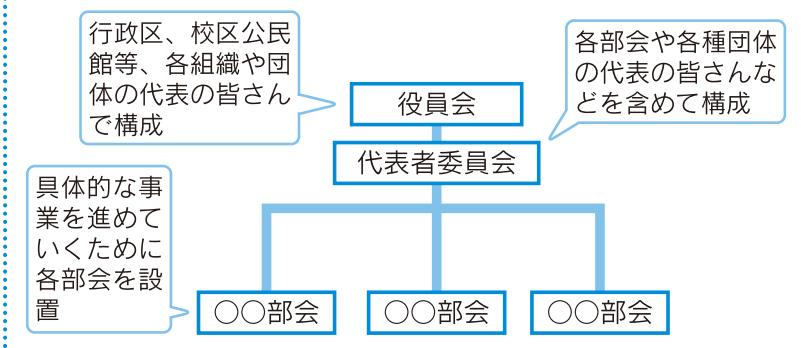
3 協働のまちづくり推進事業

平成24年度より、小学校区において行政区や地域の組織や団体、ボランティアの皆さんなどの連携により、新たな地域組織を設置していただき、この地域組織が行う協働のまちづくり事業に対して「協働のまちづくり推進事業補助金」による財政支援を行います。

協働のまちづくり推進事業補助金

財政支援
↓
小学校区の組織イメージ

○○校区協働のまちづくり委員会(仮称)



4 協働に期待される効果

①市民主体のまちづくりの実現

自己決定・自己実現によるまちづくりの活動を通じて、多くの地域住民の参加と協働を促すことができます。

②地域の実態に応じたまちづくりの実現

行政の一律的な施策では対応が困難な地域課題にも、地域の実情に応じた多様なまちづくりを実践することができます。

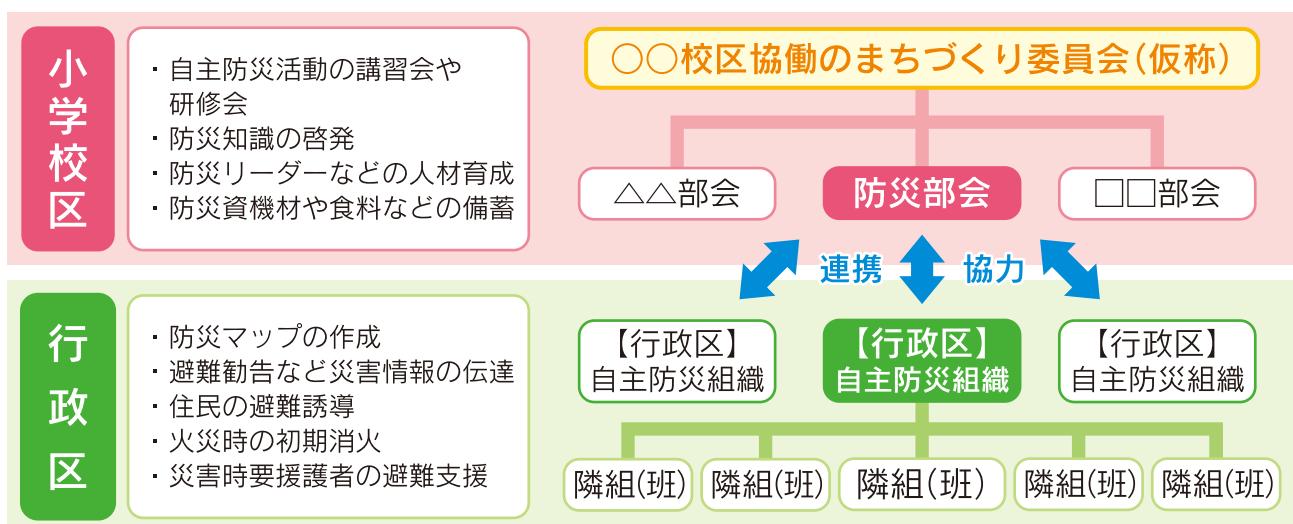
③既存の行政区等を新たなコミュニティの中で活性化

既存の行政区等を新たなコミュニティの中で位置付け、居場所と出番を確保することによって、活性化を図ることができます。

5 防災部会(自主防災活動)の取組み

「協働のまちづくり推進事業補助金」を活用し、地域の自主防災の取組みを先行的に取り組んでいただきたいと考えています。

災害時の情報伝達や避難誘導、災害時要援護者の避難支援など、地域の防災活動の中心的な役割は、各行政区における自主防災組織が担うことになります。そして、小学校区の防災部会は、各行政区での自主防災組織の設置を促進・支援していくために、自主防災活動に関する講習会や研修会の開催、市民への防災知識の普及啓発、防災リーダーの人材育成などに、取り組んでいただきたいと考えています。



6 活発な意見交換



まちづくり懇談会に参加した区長から、「防災関係は、コミュニティの中でも非常に大事なこと。備蓄は何をどこに保管するのか、市計画の説明が欲しい」「災害時に指示を待っていたら遅い。行政区や校区の自主防災組織は同時に立ち上げ、災害に備えるべき」「昼間は高齢者しかいない。若い世代もまちづくりに参画できるようにすることが必要」「小学校区毎の地域実態に応じて、市と地域のまちづくりが一体となって効果的な協働のまちづくりになる」など、意見が出され、活発な意見交換の場になりました。

態に陥っていました。

これは、取組みを進めていく中で、①前年度までの3年間で練り上げた分権構想は時期尚早であり、具体的な方向性が明確ではない②市職員への新たな地方自治に関する研修など意識向上的取組みや対策が不十分である③校区コミュニティ協議会の推進を図るためにまずは、まず行政事務委嘱制度の見直しを行うべき、といった議論があつたためです。

そのため、これらの解決を図るとともにスケジュールの見直しを行い、2段階、6年の準備期・試行期を経て、平成30年度以降は形成期に入り、本格実施を目指すことになりました。そして、同時に、「協働のまちづくり推進事業補助金」を活用した地域の自主防災への取組みを優先的に進めていくこととしています。今回のまちづくり懇談会は、このような方針変更のもと、再出発した状況で行われました。

また、「協働のまちづくり」を進めていく上で問題となつてきている行政事務委嘱制度についてですが、区長への委嘱業務を細分化し、整理した結果、123項目にのぼり、さらに「まちづくり協議会(委員会)」の設立に向けての業務などが上乗せされるなど、区長への負担が増えています。「協働のまちづくり」を進めるとともに、区長業務の負担軽減など問題の解決に向け取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



区長会長
河原正治

「今後の協働のまちづくりの取り組みについて」